王子五丁目団地
自治会会報

第118号・1993年5月23日
公団王子五丁目団地自治会
東京都北区王子5丁目2番
編集責任者・宮野忠晴
発行責任者・滝沢　勝
自治会連絡所（集会所No.1）
（電話）3913―6723
〔開設時間〕月～金　10時～16時

居住者みんなの協力で住みよい団地をつくりましょう

滝沢新会長のあいさつ

健康増進センター、一・二号棟の再開発問題、空き家割増家賃の設定などに対して、王子五丁目団地を住みよくするためにがんばります。

公団営業所、北区など関係団体との話し合いなどを積極的に行い、「安心して住み続けられる団地」をめざして、居住者のみなさんと共に自治会活動を進めていきますので、どうぞご協力をお願いいたします。

自治会第17回総会開く

リサイクル活動など推進

結成以来16年ぶりに会費を改定

一九九三年度（第十七期）の自治会代議員総会が、四月十八日（日）午後一時から団地集会所で開催され、前期の自治会活動報告と決算、今期の取り組み案と予算案、会則の一部改正案が報告・提案され、審議の上採択、承認されました（代議員四十六名、役員二十一名、会計監査委員二名、選挙管理委員三名、傍聴一名の計七十三名が参加）。

総会は、開会あいさつの後、井上会長が「本日ご参加の代議員の皆さんに感謝するとともに、活発な話し合いをぜひお願いしたい」と述べ、議事に入りました。一九九二年度の活動報告、決算、会計監査報告が各担当役員から順次報告され、一括質疑を行いました。

熱心に話し合う参加のみなさん

一九九三年度の活動方針案の提案ではとくに①リサイクル問題への取り組みを本格的に開始すること②団地再開発に関連する住環境問題、とりわけ駐車場の増設問題③割増し家賃導入後の家賃値上げ問題などへの、自治会の基本的立場と方向性を強調しました。出席代議員からは、「団地居住者が自治会になにを求めているのか、どうして欲しいのかをしっかり認識して欲しい。そのために例えば要求アンケートなどを実施してはどうか」、「リサイクル問題について自治会の取り組みはどこまで進んでいるのか、本格的にやって欲しい」などの発言がありました。

引き続き行われた会則改正案の提案では、①自治会結成以来十六年目で初めての会費改定（現行月額三百円を五百円に）②各専門部・委員会の統廃合と運営委員会・事務局体制などの組織上の改定③賛助会員制度新設（団地内店舗などに適用）④外郭団体（王子コミュニティセンター）の位置づけなどについて主旨説明を行いました。とくに会費値上げ問題は自治会活動の財政的基盤にかかわる重要問題だけに、とりわけ慎重かつ、ていねいに大半の時間を当てて行なわれ、出席代議員の理解と協力を求めました。

二議案が質疑を経て可決承認された後、一九九三年度予算案の提案と質疑があり、承認され議事はすべて終了しました。

引き続き第一回役員会報告として石渡新事務局長から二十七名の今期新役員（総会後の役員会で三名追加承認）の紹介があり、前日の役職互選会で選任された滝沢新会長の第十七期役員会を代表してのあいさつ（別掲載）で総会の幕を閉じました。

総会後行われた第二回役員会（役員研修会―四月二十四～二十五日）には新役員十八名が参加し、二日間にわたって総会で承認された活動方針にもとづく年間行事計画と諸活動を具体化しました。また、これを推進する各役員の配置による専門部体制の確立も行いました。

新会長に滝沢さん

体制もあらたに活動開始

自治会役員会は第一回役員会で、六年間会長の重責を果たしてきた井上紘一さん（副会長に就任）に代わり全員一致で滝沢勝前副会長を会長に選出。滝沢さんは結成時から自治会活動を支えてきた、人望も厚く団地新時代に最もふさわしい人です。

今期の自治会活動はリサイクル活動の本格化、公団の団地再整備事業の新たな展開（駐車場増設問題と住環境問題）、モラルにかかわる諸問題など重要事項がたくさんあります。総会で承認された「取り組む課題（活動方針）」は前期の諸課題への自治会の取り組みを明示したものですが、その実行には①財政的基盤の確立②役員会全員の意気込みと努力③多くの会員、団地居住者の協力、が不可欠です。

自治会は今回の会則改正で会費改定とともに、各専門部・委員会の統廃合を行い、より実行性のある体制作りをはかることにしました。

「住みよい団地づくり」をめざし、会員皆さんのご理解とご協力をお願いします。

会費7月から月五百円に

総会で承認した「会則」改正事項

自治会役員会は四月十八日の第十七回代議員総会に「自治会会則改正」を議案として提出し、全会一致で承認されました。会員のみなさんには各議案書とともに、総会一週間前に配布してありますのでご覧いただいていると思いますが、あらためて改定の主旨と要点をお知らせするとともに、改正後の「会則」全文を掲載（二面）し、会員各位のご理解とご協力をお願いするものです。

以下順次、主な改定項目毎にご説明致します。

今回の改定で会員の皆さんに最もご理解とご協力をいただかなければならないのが「自治会費」の改定に関するもの（第七条二項）で、現行の月額三百円を五百円とし、七月一日から実施する予定です。

本来自治会費は、団地に住むみなさんの中の「自分たちの住む団地をより良いものにしたい、子供たちがふるさとよべるそんな生活環境を作ってあげたい、鉄とコンクリートに囲まれた中にも居住者同士の交流と心のふれ合いが欲しい」などの思いを持つ心ある自発的な人たちがその実現を自治会に託し、そのための財政的支えとして生まれたものです。ですからその性格上、会費収入によって全ての活動が支えられるのが望ましいのは当然のことです。

自治会の会費は十六年前の一九七七年（昭和五十二年）十一月の自治会結成以来月額三百円を維持し、その財源の中で膨大な課題の解決と住みよい団地作りのための諸活動を続けてきました。しかし、この十六年間の経済事情の変動、とりわけ大幅な諸物価上昇は、自治会結成十年目ごろから始まった財政の悪化に拍車をかけ、とくにここ数年は会費収入だけではとてもやりくりがつかず、役員の献身的な努力で、団地まつりで財源を作り、一般会計に繰り入れたり、北区からの事務委託費からの一時流用などを行い、さらに、各行事などへの支出をはじめ、活動全般にわたって極端な経費削減をはかってこの間の財政危機を何とか乗り越えてきました。しかし、このような対処にも限界があります。また、活動全般に支障をきたし始めている現状からも、財政面での危機を打開し、団地生活になくてはならない自治会活動の「必要な経費は基本的に会員の会費でまかなう」という本来の姿にするために、どうしても会費の改定が必要です。

自治会は今回の会費改定にともない、よりいっそうの無駄を省く反面、必要なことにはより積極的に活動を展開していきます。会員各位のご理解とご協力をお願いします。

「賛助会員」新設（第八条）―団地の環境を維持・向上させて、よりよい地域をつくるため居住者みんなが協力し合うことは当然のことですが、同時に共同の地域で営業する団地内の店舗などにもご

（二面につづく）

一九九三年度（第十七期）自治会役員のみなさん

会長	滝沢　勝	6―351
副会長	細川　泰弘	2―830
	中村　伸一	5―911
	松原　暁子	6―412
	井上　紘一	6―956
	宮井　勝蔵	6―1201
	木元　章喜	6―1208
事務局長	石渡　進	6―1135
事務局次長	神林千代香	6―609
財務部長	吉岡　恒雄	6―1236
安全環境部	谷嶋　俊雄	5―212
部長	丸本　昭典	1―319
	星隈　茂樹	2―228
	石川　英智	2―845
住宅福祉部	勝又　章	5―818
部長	高久マスミ	2―1024
	宗形　寿代	2―1146
	金澤　逸夫	6―412
	小島　栄子	6―606
青少年児童部	田代　幸子	2―1332
部長	篠　進	2―415
	福田　光子	4―601
	江沢　幸子	6―726
生活事業部	狩野　強	3―406
部長	山本やゑ子	2―1110
	瀧田　潤一	4―413
	松岡　繁	4―1006
	山崎　靖純	5―1003
広報部	宮野　忠晴	6―1305
部長	松茂良興宏	2―433
常勤事務局員	神林千代香	
事務局補助者	山本やゑ子	
	小島　栄子	
会計監査委員	滝　靖忠	6―456
	杉山　喬雄	6―1232

（一面より）

うした活動を理解し協力していただくことはとても大切なことです。すでに一部の店舗からは協力が得られていますが、改めて会則に明記し、より多くの店舗の協力が得られるよう取り組みを広げるために新たに条文化しました。

「代議員の任期」（第十一条・第十三条）―王子五丁目団地自治会の総会は代議員制度を採用しています。これまで代議員の任期は「次期代議員の選出まで」となっていたのを、実情に則して「当該総会の終了時」までとし、臨時総会開催の場合は改めて選出することになります。

「役員会の役職分担」（第十八条）―自治会活動の要となる事務局は最も多忙を極める機関です。その迅速化をはかり、処理機能を高めるために事務局次長を設けます。さらに各専門部長の設置はいわゆる「五役」とわけて2項に規定しました。

「運営委員会の構成の変更など」（第十九条・第二十条）―従来の運営委員会は会長、副会長、事務局長、財務部長と各部長・委員長で構成され、該当メンバーは十六～十七人に達し役員会の半数以上を占めていました。このため役員会と重複することになるうえ、機動性に欠けるきらいがありました。そこで構成を会長、副会長、事務局長、同次長、財務部長までとしました。

「事務局についての変更」（第二十三条）―事務局員の呼称の正確な記載です。

事務局会議はこれまで必要に応じて、必要なメンバーで開いてきましたが、運営委員会の構成を変更したことにより廃止されました。また、事務局については事務局規定でなく自治会規定で定めており、その点を明確にした表現に改めました。

「専門委員会の廃止」（第五節タイトル・第二十三条）―自治会活動を具体的に進めている専門部と専門（特別）委員会はすべて「部」に統一し、常設機関としての委員会は廃止しました。

「フロア委員の削除」（旧二十四条）―フロア委員については有名無実となっているため削除しました。

「外郭団体」の新設（第二十五条）―第十五回の代議員総会で設立を設定した自治会の外郭団体である有限会社王子コミュニティセンターについて会則上明確に位置づけました。

「特別委員会と実行委員会の新設」（第七節タイトル第二十六条）―家賃値上げ問題の取り組み、団地まつりや運動会などの行事を進めるために、常設専門部とは別に臨時的な特別委員会や実行委員会を設置することができるようにしました。

「会費改定の実施日」（付則三）―手続き、事務上七月実施とします。

改正後の「会則」全文

第一章　総則

第一条（名称、事務所）この会は公団王子五丁目団地自治会（以下、この会という）といい、事務所を団地内におきます。

第二条（目的）この会は団地住民の自治組織であって、団地住民の権利と共通の利益を守り、相互の親睦と交流を深め、生活環境の向上、福祉の増進をはかり、住みよい団地をつくることを目的とします。

第三条（活動）この会は目的達成のため、次の活動を行います。

(1)団地の生活環境の維持と改善、団地住民の福祉厚生をはかり、生活向上のための活動。

(2)会員の文化、教養、体育、趣味、娯楽のための各種催しの開催およびクラブやサークル等の補助、育成。

(3)会報の発行およびその他の広報活動。

(4)住宅・都市整備公団、各自治体、諸団体その他との連携または交渉。

(5)その他この会の目的を達成するために必要な活動

第四条（活動原則）この会は自主的、民主的な団体としてつぎの原則にしたがって活動をすすめます。

(1)常に住民の利益を第一とすること。

(2)全住民の参加する、公開された自治会として、全会員が自治会活動に参加するよう常に努力すること。

(3)個人の生活を尊重し、これを侵さないこと。また、個人の思想、信条の自由を侵さないこと。

(4)この会の決議、決定、運営等は常に民主的立場で行うこと。

(5)いかなる営利的、宗教的、または政治的活動にも利用されないこと。

第二章　会員

第五条（会員資格）公団王子五丁目団地に居住する世帯はこの会の会員になる資格をもっています。

第六条（入会と退会）この会に入会するときは、入会金（二〇〇円）を添えて申し込みます。

2、この会を退会するときは届出をし、会費未納入分を精算します。

第七条（会員の権利と義務）会員は平等の権利をもち、この会の活動で生み出される利益と利便を等しく享受できます。またこの会のすべての問題に参画し、会に関する書類の閲覧および説明を受けることができます。

2、会員は会費（月額五〇〇円）を納入する義務があります。

3、会員は世帯を単位とします。

第八条（賛助会員）王子五丁目団地内で営業する法人および個人事業の店舗等はこの会の賛助会員となることができます。

2、賛助会員は団地環境の維持・向上に寄与するため賛助会費を納入することとします。

第三章　組織と運営

第九条（決議機関と執行機関）この会に決議機関として代議員総会と役員会、執行機関として運営委員会をおき、また活動を進めるために事務局および専門部を設けます。

2、この会に全般的活動を補完・補強するために外郭団体を設けます。

3、この会に課題に応じて期間を限って、特別委員会および実行委員会を設けます。

第一節　代議員総会

第十条（代議員総会の構成、種類および付議事項）代議員総会（以下、総会という）はこの会の最高決議機関であり、代議員および役員によって構成されます。

2、総会は定期総会と臨時総会の二種とします。

3、次のことがらは総会にかけ、その決議を得なければなりません。

(1)活動報告および決算の承認。

(2)活動方針および予算の決定。

(3)役員の選任および解任。

(4)会則の改廃。

(5)その他役員会が必要と認める事項。

4、前項のうち、役員の選任および解任について緊急やむをえない場合または欠員の補充は役員会で決定できます。

第十一条（代議員総会の開催）定期総会は、毎年度終了後二か月以内に開催し、会長がこれを招集します。

2、臨時総会は次の場合、会長がこれを招集します。

(1)会員の十分の一以上の要請があった場合。

(2)役員会が必要と認めた場合。

3、会長は総会期日の七日前までに全会員に付議事項を示すとともに、代議員に招集通知をしなければなりません。

第十二条（代議員総会の運営）総会は代議員および役員の三分の一以上の出席によって成立します。

2、総会の議決は出席代議員の過半数を要し、可否同数の場合は議長の決するところによります。

3、代議員または役員でない会員は総会に出席し、議長の許可を得て発言することができます。ただし、議決または投票には参加できません。

4、総会の議長はそのつど、出席代議員および役員のなかから互選します。

第十三条（代議員の選出と任期）代議員は原則として各階ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

2、代議員の選出規定は別に定めます。

第二節　役員会

第十四条（役員会の任務）役員会は総会から次の総会までの間、必要事項を審議決定します。

2、次の案件は役員会で審議決定します。

(1)総会に提出する議案の作成。

(2)他団体との連絡および提携。

(3)事務局および専門部の活動計画の決定と管理。

(4)規定、細則の制定と改廃。

第十五条（役員の定数と任期）役員の定数は三十五名とし選出方法は規定で定めます。

2、役員の任期は、選任のあった定期総会から次期定期総会で次期役員が選任されるまでとします。役員の再任はこれを妨げません。

第十六条（役員会の開催）役員会は次の場合に会長がこれを招集する。

(1)定期の会合。

(2)運営委員会が必要と認めた場合。

(3)役員会の三分の一以上の要請があった場合。

(4)会員の二十分の一以上の要請があった場合。

第十七条（役員会の運営）役員会は役員の過半数の出席で成立します。

2、役員会の議決は出席役員の過半数の賛成を要します。

第十八条（役職）役員会はこの会の活動をすすめるため次の役職を互選します。

(1)会長　一名。

(2)副会長　若干名。

(3)事務局長　一名。

(4)事務局次長　一名。

(5)財務部長　一名。

2、各専門部に実行責任者としての部長をおきます。

第三節　運営委員会

第十九条（運営委員会の構成）運営委員会は第十八条第一項の役職についた役員によって構成します。

第二十条（任務）運営委員会はこの会の運営・執行上必要な事項を実施します。

第二十一条（運営委員会の開催）運営委員会は次の場合会長がこれを招集します。

(1)定期会合。

(2)会長が必要と認めた場合。

(3)運営委員の三分の一以上の要請があった場合。

第二十二条（運営委員会の運営）運営委員会は運営委員の過半数の出席で成立します。

2、議決は出席者の過半数の賛成を要します。

第四節　事務局

第二十三条（事務局）役員会はその任務を遂行するため事務局を設置し、この会の会計処理、各部の連絡調整および日常業務を処理します。

2、事務局は事務局長が統括し、常勤事務局員および事務局補助者をおくことができます。その任免は役員会がおこないます。

3、事務局の規定は別に定めます。

第五節　専門部

第二十四条（専門部の設置）この会には、会の活動を具体的に進め、会員の親睦と要求の実現をはかるために専門部をおきます。専門部の設置については規定で定めます。

第六節　外郭団体

第二十五条（外郭団体）この会には全般的活動を補完・補強するための外郭団体として有限会社王子コミュニティセンターをおきます。

第七節　特別委員会と実行委員会

第二十六条（特別委員会と実行委員会の設置）この会には必要に応じて特別委員会と実行委員会をおきます。特別委員会と実行委員会の設置については規定で定めます。

第四章　会計

第二十七条（会計処理）この会の会計および財産をあきらかにするために、会計帳簿、会費徴収台帳、財産一覧表などを備えます。

2、会計処理は別に定める規定により処理します。

第二十八条（経費）この会の経費は会費、事業収益およびその他の収入をもってあてますが、寄付金の受理については役員会の承認を必要とします。

第二十九条（会計年度）この会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終ります。

第三十条（会計監査）会計監査委員は二名とします。

2、会計監査委員はこの会の会計状況を監査し、総会に報告します。

付　則

1、この会則の精神にもとづいて必要に応じ規定、細則を設けることができます。

2、この会則、または別に定める規定、細則に疑義が生じたときは会員の利益を優先し解釈します。

3、この会則第七条の会費額は一九九三年七月一日から実施します。